（災害廃棄物等処理の協定例（共通））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定書

〇〇市町村（以下「甲」という。）と＜事業者名＞（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、仮置、建物の解体及び処理（以下「処理」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、○○市町村内における災害時の災害廃棄物等の処理について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定に定める用語の定義は、次による。

（１）災害　災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）災害廃棄物等　災害廃棄物（災害による破損及び汚損により一時的に大量に発生する一般廃棄物）、避難所等から排出される生活ごみ及び仮設トイレ等で発生するし尿をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

（１）災害廃棄物等の処理

（２）前号に伴う必要な作業

（災害廃棄物処理等の実施）

第４条　乙は甲から前条第１項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。

（１）周囲の生活環境を損わないように十分配慮すること。

（２）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（３）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう注意を払うこと。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害廃棄物等の処理に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第６条　乙は、災害廃棄物等の処理を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（１）被災の状況

（２）実施の内容

（３）その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　第３条の要請により乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

第９条　第３条に基づき実施した災害廃棄物等の処理に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第10条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては〇〇課、乙においては＜事業者名＞とする。

（細目）

第11条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議して別に定める。

（協定書の有効期限）

第12条　この協定は、令和〇年〇月〇日から効力を有することとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲　住所

市町村名

　市町村長　〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（災害廃棄物等処理の協定例（資機材提供））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定書

〇〇市町村（以下「甲」という。）と＜事業者名＞（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物等の処理に必要な資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、○○市町村内における災害時の災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

（１）災害廃棄物等の処理等に必要な資機材等の提供

（２）前号に伴う必要な作業

（災害廃棄物処理等の実施）

第３条　乙は甲から前条の要請を受けたときは、必要な資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

（情報の提供）

第４条　甲は、災害廃棄物等の処理等に必要な資機材等の提供に関し円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第５条　乙は、資機材の提供を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（１）資機材提供等の内容

（２）その他必要な事項

（費用の負担）

第６条　第２条の要請により乙が実施した資機材の提供等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

第７条　第３条に基づき実施した資機材の提供等に従事した乙に係る者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第８条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては〇〇課、乙においては＜事業者名＞とする。

（細目）

第９条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議して別に定める。

（協定書の有効期限）

第10条　この協定は、令和〇年〇月〇日から効力を有することとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲　住所

市町村名

　市町村長　〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

（細則例（被災現場からの運搬））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定細則

（目的）

第１条　この細則は、大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき，協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第２条　協定第３条に定める要請の内容は次のとおりとする。

（１）〇〇町内会（○○宅、〇〇公園）の災害廃棄物を仮置場に運搬すること。

（２）仮置場への搬入に当たっては、廃棄物を次のとおり分類すること。

　　　危険物、家電４品目、その他電気製品、畳、可燃混合物、不燃混合物、木くず、金属くず、

（３）運搬に際して勝手仮置場（仮置場に指定されていない場所で災害廃棄物の集積されている場所）を確認したときは、その状況を報告すること。

２　協定第４条に定める必要な資機材・人員等は、おおむね次のとおりとする。

（１）運搬用車両（パッカー車、平ボディトラック、ダンプトラックなど）

（２）運搬車両１台当たり必要な人員は、運転手及び積込作業員

（３）積込に必要な場合は、フォークリフトや重機など

（情報の提供）

第３条　協定第５条に定める甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

（１）被災区域及び規模、水害の場合は浸水箇所

（２）交通の状況（通行止めな場所、鉄路の稼働状況など）

２ 毎朝、8:00から○○町〇〇課で災害廃棄物対策打合せを行うこととし、第1項の情報を提供する。

（実施の報告）

第４条　協定第６条で定める報告は次のとおりとし、別紙「作業日報」によること。

（１）収集運搬の状況（運搬車両の種類、台数）

（２）仮置場に従事した者の勤務状況（労働災害発生の有無。発生した場合はその概要）

（３）勝手仮置場の状況

２　第１項第１号及び第３号の報告には、原則、写真を添付すること。

作業日報

年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　作業会社名

収集区域

収集状況

|  |  |
| --- | --- |
| 使用車両 | パッカー車　〇台、〇ｔ平ボディ　〇台、〇ｔダンプトラック　〇台 |
| 収集状況 | 収集運搬完了、　〇割搬出　　 |
| 使用重機 | 使用なし、　（　　　　　　　　　　　　）〇台 |

作業従事者の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 運転手 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 積込作業員 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 重機オペレータ | 〇名　　〇時～〇時 |
| その他 | 作業名（　　　　　　　　　）　　〇名　〇時～〇時 |
| 労働災害 | なし、あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

勝手仮置場の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 場所（名称） | 廃棄物の種類 | 量 |
| ○○市○○町１０番地（運動公園） | 混合 | 20m3 |
| ○○市○○町（市道、〇丁目～〇丁目道路わき） | 混合 | 高さ2m×幅3m×300m |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

その他連絡事項

（細則例（仮置場提供））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定細則

（目的）

第１条　この細則は、大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき，協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第２条　協定第２条に定める要請の内容は、次の所在地の土地を仮置場として、甲に提供することとする。

　住所：〇市○○町１丁目●番地～●番地（○○倉庫駐車場）

　面積：〇m2

２　甲は、第１項で定める土地を仮置場以外の目的で使用しない。また、使用には次の措置を講ずる。

（１）使用前、使用後に土壌の調査を実施し、使用による影響がないことを確認の上、返却する。

　　　なお、舗装してる場合の調査方法については、甲乙協議して定める。

（２）裸地の部分を使用するときは、原則、敷き鉄板を敷設する。

（３）使用中は、周辺に災害廃棄物が飛散しないよう管理する。

（４）使用の期間はおおむね〇月間とし、甲乙協議して定める。

（情報の提供）

第３条　協定第４条に定める甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

（１）被災区域及び規模

（２）提供された仮置場における災害廃棄物の堆積状況並びに搬入及び搬出状況

（３）土壌調査の結果（実施した場合）

２ 第1項の情報の提供は、おおむね週に１度、書面による。

（細則例（仮置場の設置運営））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定細則

（目的）

第１条　この細則は、大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき，協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第２条　協定第３条に定める要請の内容は次のとおりとする。

（１）別表仮置場候補地一覧のうち、甲の指示する仮置場を開設すること。

ただし、指示後、直ちに設置場所及び搬入、搬出ルートを確認し、仮置場の開設が不適と判断される場合は、速やかに甲に連絡すること。

（２）敷き鉄板を用意し、（１）の内、敷設が必要な場所に敷くこと。

（３）仮置場内は、標準区分のとおり分別できるよう看板、区分用のロープ・カラーコーン等を設置すること。

（４）受付を設け、被災証明を持参した者（〇〇市町村住民）以外の持ち込みを禁ずること。また、災害廃棄物とは考えられない廃棄物（明らかな便乗ごみ）については、搬入を認めないこと。

（５）場内には荷降ろし補助、誘導員及び分別指導員を配置すること。

（６）仮置き量が多くなった時は、ニブラ、つかみなどを装着した重機で粗破砕や積み上げを行うこと。（家電は平置きとし、畳は高さ２ｍ、可燃物は高さ５ｍを上限とする。）

（７）作業に余裕があるときは、搬入された混合廃棄物の分別を行うこと。

（８）仮置場の開設は〇〇時から〇〇時とすること。

（９）閉場時に、入口を封鎖するとともに、仮置場の状況を報告すること。

（10）甲の指示があった場合には、仮置場の周囲に囲い等を設けること。また、夜間の搬入を禁ずる措置を講ずること。

２　協定第４条に定める必要な資機材・人員等は、おおむね次のとおりとする。

（１）敷き鉄板（必要な場所）、区分用看板・ロープ等、ニブラ等付重機など

（２）仮置場１か所当たりに必要な人員は、受付、荷降ろし補助員、誘導員、分別指導員、重機オペレータ各１名とし、不足がある場合は、甲に連絡すること。

（情報の提供）

第３条　協定第５条に定める甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

（１）被災区域及び規模、水害の場合は浸水箇所

（２）交通の状況（通行止めな場所、鉄路の稼働状況など）

２ 毎朝、8:00から○○町〇〇課で災害廃棄物対策打合せを行うこととし、第1項の情報を提供する。

（実施の報告）

第４条　協定第６条で定める報告は次のとおりとし、別紙「作業日報」によること。

（１）仮置場の開設状況（敷き鉄板の敷設状況、使用した資機材の種類及び量、受付、荷降ろし、分別の状況）

（２）搬入台数、搬入量、閉場時の災害廃棄物の堆積状況

（３）仮置場に従事した者の勤務状況（労働災害発生の有無。発生した場合はその概要）

（４）仮置場からの災害廃棄物の搬出状況（台数、量）

２　第１項第１号及び第２号堆積状況の報告には、可能な限り写真を添付すること。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 名称 | 住所 | 敷き鉄板 |
| １ | 旧緑ヶ丘小学校グラウンド | ○○市緑が丘３丁目１０番地 | 要 |
| ２ | ○○市最終処分場跡地 | ○○市石山１丁目番外地 | 不要 |
| ３ | 北山運動公園駐車場 | ○○市北山１０番地５ | 不要 |
| ４ | ＪＡ○○工場駐車場 | ○○市大浜１０条１０丁目１番地 | 不要 |
| ５ | 山下公園駐車場 | 〇〇市○○港第６ふ頭 | 不要 |
| ６ | ○○サッカー場 | ○○市中央１条２丁目１－１４ | 要 |
| ７ | ○○牧場 | ○○市宮森２丁目 | 要 |

標準の区分（仮置場内レイアウト）

危険物

畳

木くず

(木製家具)

金属くず

家電４品目

電気製品

布団

可燃物

不燃物

受付

危険物：ガスボンベ、電池（鉛蓄電池、リチウム電池など）、消火器、カセットボンベ、灯油ストーブ、石油類

作業日報

年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　作業会社名

仮置場名称

開設状況

|  |  |
| --- | --- |
| 敷き鉄板 | 〇枚　　搬入中、　　　敷設中、　　　敷設済み |
| 分別仕切り | 作業中、　　設置済み |
| 重機 | 手配中、　　搬入済み（種類：ユンボ、大きさ：.3m3、１台数） |
| 作業中の場合開設の目途 | 〇月○日〇時頃 |

作業従事者の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 受付 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 荷降ろし補助 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 誘導 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 分別指導 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 重機オペレータ | 〇名　　〇時～〇時 |
| その他 | 作業名（　　　　　　　　　）　　〇名　〇時～〇時 |
| 労働災害 | なし、あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

搬入状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 軽トラ | 〇台 | 半載の場合は０．５を乗ずるなど、調整すること。 |
| ～２ｔ | 〇台 |
| ～４ｔ | 〇台 |
| ４ｔ～ | 〇台 |

仮置場での種類ごとの堆積状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 危険物 | 〇ｍ３ | 金属くず | 〇ｍ３ |
| 家電４品目 | 〇台 | 電気製品 | 〇ｍ３ |
| 布団 | 〇ｍ３ | 木くず | 〇ｍ３ |
| 不燃混合 | 〇ｍ３ | 畳 |  |
| 可燃混合 | 〇ｍ３ |  |  |

搬出状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １０ｔダンプ | 〇台 | 種類：〇〇、木くず |
| ４ｔ平ボディ | 〇台 | 種類： |
| その他 | 〇台 | 種類： |

その他連絡事項

可燃物堆積場の温度（　　℃）

（細則例（仮置場からの搬出））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定細則

（目的）

第１条　この細則は、大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき，協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第２条　協定第３条に定める要請の内容は、別表の仮置場から甲が別表で指示する処理場に廃棄物を搬出することとする。

２　協定第４条に定める必要な資機材・人員等は、おおむね次のとおりとする。

（１）運搬車両及び積込重機等。なお、積込については、仮置場管理者と協議して可能な限り仮置場の重機を利用すること。

（２）必要な人員は運転手及び補助、必要な場合は重機オペレータ各１名とし、不足がある場合は、甲に連絡すること。

（情報の提供）

第３条　協定第５条に定める甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

（１）被災区域及び規模、水害の場合は浸水箇所

（２）交通の状況（通行止めな場所、鉄路の稼働状況など）

２ 毎朝、8:00から○○町〇〇課で災害廃棄物対策打合せを行うこととし、第1項の情報を提供する。

（実施の報告）

第４条　協定第６条で定める報告は次のとおりとし、別紙「作業日報」によること。

（１）搬出車両の実台数、各仮置場からの搬出量

（２）従事者の勤務状況（労働災害発生の有無。発生した場合はその概要）

（３）各処理場への搬入量

２　第１項第１号及び第３号の状況の報告には、可能な限り写真を添付すること。

　　また、各処理場で計量記録が発行された場合は、写しを添付すること。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 仮置場名称 | 種類 | 搬出先 |
| 1-1 | 旧緑ヶ丘小学校グラウンド | 金属くず | 〇〇商会○○ヤード |
| 1-2 |  | 布団 | △クリーン焼却場 |
| 1-3 |  | 木くず | ◇リサイクル中間処理場 |
| 1-4 |  | 不燃物 | ★産業最終処分場 |
| 1-5 |  | 可燃物 | △クリーン焼却場 |
| 1-6 |  | 畳 | △クリーン焼却場 |
| 2-1 | ○○公園駐車場 | 金属くず | 〇〇商会○○ヤード |
| 2-2 |  | 布団 | △クリーン焼却場 |
| 2-3 |  | 木くず | ◇リサイクル中間処理場 |
| 2-4 |  | 不燃物 | ★産業最終処分場 |
| 2-5 |  | 可燃物 | △クリーン焼却場 |
| 2-6 |  | 畳 | △クリーン焼却場 |

作業日報

年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　作業会社名

運搬車両の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 稼働中 | １０ｔダンプトラック　〇台、８ｔトラックヒアブ付き　〇台４ｔ平ボディ　〇台 |
| 重機 | ユンボ、大きさ：.3m3、〇台数、稼動場所（　○○公園仮置場） |

作業従事者の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 運転手 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 補助員 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 重機オペレータ | 〇名　　〇時～〇時 |
| その他 | 作業名（　　　　　　　　　）　　〇名　〇時～〇時 |
| 労働災害 | なし、あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

搬出状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 仮置場名称 | 種類 | 台数 |
| 1-1 | 旧緑ヶ丘小学校グラウンド | 金属くず | １０ｔダンプトラック　〇台 |
| 1-2 |  | 布団 | ４ｔ平ボディ　１／２台 |
| 1-3 |  | 木くず | １０ｔヒアブ　〇台 |
| 1-4 |  | 不燃物 | １０ｔダンプトラック　〇台 |
| 1-5 |  | 可燃物 | ６ｔパッカー車　〇台 |
| 1-6 |  | 畳 | ４ｔ平ボディ　１／４台 |
| 2-1 | ○○公園駐車場 | 金属くず | １０ｔダンプトラック　〇台 |
| 2-2 |  | 布団 | ４ｔ平ボディ　１／２台 |
| 2-3 |  | 木くず | １０ｔヒアブ　〇台 |
| 2-4 |  | 不燃物 | １０ｔダンプトラック　〇台 |
| 2-5 |  | 可燃物 | ６ｔパッカー車　〇台 |
| 2-6 |  | 畳 | ４ｔ平ボディ　１／４台 |

搬入状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 搬入場所 | 搬入量 |
| 金属くず | 〇〇商会○○ヤード | 〇ｔ |
| 布団 | △クリーン焼却場 | 〇ｔ |
| 木くず | ◇リサイクル中間処理場 | 〇ｔ |
| 不燃物 | ★産業最終処分場 | 〇ｔ |
| 可燃物 | △クリーン焼却場 | 〇ｔ |
| 畳 | △クリーン焼却場 | 〇ｔ |

その他連絡事項

（細則例（処理））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定細則

（目的）

第１条　この細則は、大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき，協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第２条　協定第３条に定める要請の内容は、別表のとおり、災害廃棄物の中間処理または最終処分とする。中間処理後の廃棄物の処理についても別表によること。

（情報の提供）

第３条　協定第５条に定める甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

（１）被災区域及び規模、水害の場合は浸水箇所

（２）交通の状況（通行止めな場所、鉄路の稼働状況など）

（３）災害廃棄物搬入量の見込み

２ 毎朝、8:00から○○町〇〇課で災害廃棄物対策打合せを行うこととし、第1項の情報を提供する。

（実施の報告）

第４条　協定第６条で定める報告は次のとおりとし、別紙「作業日報」によること。

（１）災害廃棄物の受け取り量

（２）災害廃棄物の処理量

（３）災害廃棄物の保管量

（４）処理後の廃棄物の搬出量

（５）処理後の廃棄物の保管量

２　第１項第３号及び第５号の状況の報告には、可能な限り写真を添付すること。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害廃棄物の種類 | 処理方法 | 処理後の廃棄物の処理方法 | 備考 |
| 金属くず | 買取 | － | － |
| 布団 | 焼却 | 埋立 | ㈱〇〇産業最終処分場 |
| 木くず | 破砕 | リサイクル | － |
| 不燃物 | 破砕 | 埋立 | ㈱〇〇産業最終処分場 |
| 可燃物 | 焼却 | 埋立 | ㈱〇〇産業最終処分場 |
| 畳 | 焼却 | 埋立 | ㈱〇〇産業最終処分場 |

作業日報（中間処理・リサイクル）

年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　作業会社名

災害廃棄物の受け取り状況

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 量 |
| 木くず | ２５ｔ |
| 不燃物 | １０５ｔ |

災害廃棄物の処理状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 処理方法 | 量 |
| 木くず | 破砕 | ２２ｔ |
| 不燃物 | 破砕 | ２５ｔ |

災害廃棄物の保管量

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 量 |
| 木くず | １２２ｔ |
| 不燃物 | ２２０ｔ |

処理後の廃棄物の搬出量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 量 | 量 |
| 木くずチップ | 有価物として自社保管 | － |
| 不燃物 | ３０ｔ | ㈱〇〇産業最終処分場 |

処理後の廃棄物の保管量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 量 | 備考 |
| 木くずチップ | ３２０ｔ | 有価物 |
| 不燃物 | １８０ｔ | ㈱〇〇産業最終処分場へ毎日３台搬出 |

その他連絡事項

作業日報（最終処分）

年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　作業会社名

災害廃棄物の受け取り状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 搬入者 | 種類 | 量 |
| 〇〇㈱ | 燃え殻・ばいじん | ８ｔ |
| △㈱ | 不燃物 | １０ｔ |
| ㈱〇△ | ｺﾝｸﾘｰﾄ殻 | １２０ｔ |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

災害廃棄物の埋立状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 埋立区分 | 量 |
| 燃え殻・ばいじん | 管理型 | ８ｔ |
| 不燃物 | 管理型 | １０ｔ |
| ｺﾝｸﾘｰﾄ殻 | 安定型 | １２０ｔ |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

その他連絡事項

（細則例（仮設トイレ提供））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定細則

（目的）

第１条　この細則は、大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき，協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第２条　協定第２条に定める要請の内容は、別添一覧の住所に仮設トイレを次により設置することとする。

（１）甲は、各住所の設置基数を乙に通知する。

（２）乙は、設置場所住所の施設管理者と協議し、設置場所を決定する。

（３）乙は、仮設トイレを運搬し、第一号の場所に転倒しないように設置する。

（４）使用中の汲み取りは、甲の責任とする。

（５）使用の期間はおおむね〇月間とし、甲乙協議して定める。

（６）使用の期間を終了するときは、甲は乙にその旨通知し、乙は仮設トイレを撤去する。

（情報の提供）

第３条　協定第４条に定める甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

（１）被災区域及び規模

（２）交通の情報（道路の通行止め、鉄路の稼働状況など）

２ 第1項の情報の提供は、第二条に定める要請のとき、または、乙の要望があったときに、書面により行う。

（実施の報告）

第４条　協定第５条に定める乙が甲に報告する事項は次のとおりとし、別添様式により行う。

（１）各住所の設置基数

（２）設置状況

２　第１項第２号の報告には、原則、写真を添付すること。

仮設トイレ設置場所一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（名称） | 予定設置基数 |
| 〇市○○町２丁目１０番地（〇町小学校） | 〇基 |
| 〇市△町１丁目５番地（△町中学校） | 〇基 |
| 〇市本庁１丁目１番地（〇市公民館） | 〇基 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

作業日報

年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　作業会社名

仮設トイレ設置場所名称

仮設トイレの確保状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必要数 | 確保数 | 不足分の対応状況 |
| 〇基 | 〇基 | 〇〇支店から運搬中 |

設置状況

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（名称） | 設置基数 |
| 〇市○○町２丁目１０番地（〇町小学校） | 〇基（作業中、　　設置済み） |
| 〇市△町１丁目５番地（△町中学校） | 〇基 |
| 〇市本庁１丁目１番地（〇市公民館） | 〇基 |

作業用機材の使用状況

|  |  |
| --- | --- |
| 〇ｔユニック車 | 〇台 |
| 〇ｔクレーン | 〇台 |
| 固定用ロープ | 　　　　ｍ |
| その他（　　　　　　　） |  |

作業従事者の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 運転手 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 補助員 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 重機オペレータ | 〇名　　〇時～〇時 |
| その他 | 作業名（　　　　　　　　　）　　〇名　〇時～〇時 |
| 労働災害 | なし、あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

その他連絡事項

（細則例（し尿回収））

大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定細則

（目的）

第１条　この細則は、大規模災害時における災害廃棄物等の処理の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき，協定の運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第２条　協定第３条に定める要請の内容は次のとおりとする。

（１）〇〇町内会（○○宅、〇〇公園）のし尿（及び浄化槽汚泥）を回収すること。

（２）便槽からし尿を回収する際は、１／２が自己負担であることを所有者に説明すること。

　　　※補助金が１／２のため。残りの１／２を市町村負担にする場合は説明不要。

（３）し尿回収に要するバキューム車、人員は乙が用意すること。

（４）回収したし尿は、甲が指示するし尿処理施設に搬入すること。

２　協定第４条に定める必要な資機材・人員等は、おおむね次のとおりとする。

（１）バキューム車

（２）運搬車両１台当たり必要な人員は、運転手及び補助員

（情報の提供）

第３条　協定第５条に定める甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

（１）被災区域及び規模、水害の場合は浸水箇所

（２）交通の状況（通行止めな場所、鉄路の稼働状況など）

２ 毎朝、8:00から○○町〇〇課で災害廃棄物対策打合せを行うこととし、第1項の情報を提供する。

（実施の報告）

第４条　協定第６条で定める報告は次のとおりとし、別紙「作業日報」によること。

（１）し尿等回収の状況（バキューム車の種類、台数）

（２）し尿等回収に従事した者の勤務状況（労働災害発生の有無。発生した場合はその概要）

２　第１項第１号の報告には、原則、写真を添付すること。

作業日報

年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　作業会社名

収集区域

収集場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 | 所有者または名称 | 区分 |
| ○○市中央２条５丁目 | 幸公園 | 仮設トイレ・便槽・浄化槽 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

収集状況

|  |  |
| --- | --- |
| 使用車両 | ＶＣ〇型　〇台、ＶＣ〇型　〇台、ＶＣ〇形　〇台 |
| 収集状況 | 収集完了、　〇割搬出　　 |
| 搬入状況 | ○○衛生施設組合　〇〇Ｌ、△し尿処理組合　〇〇Ｌ |

作業従事者の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 運転手 | 〇名　　〇時～〇時 |
| 補助員 | 〇名　　〇時～〇時 |
| その他 | 作業名（　　　　　　　　　）　　〇名　〇時～〇時 |
| 労働災害 | なし、あり（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

その他連絡事項